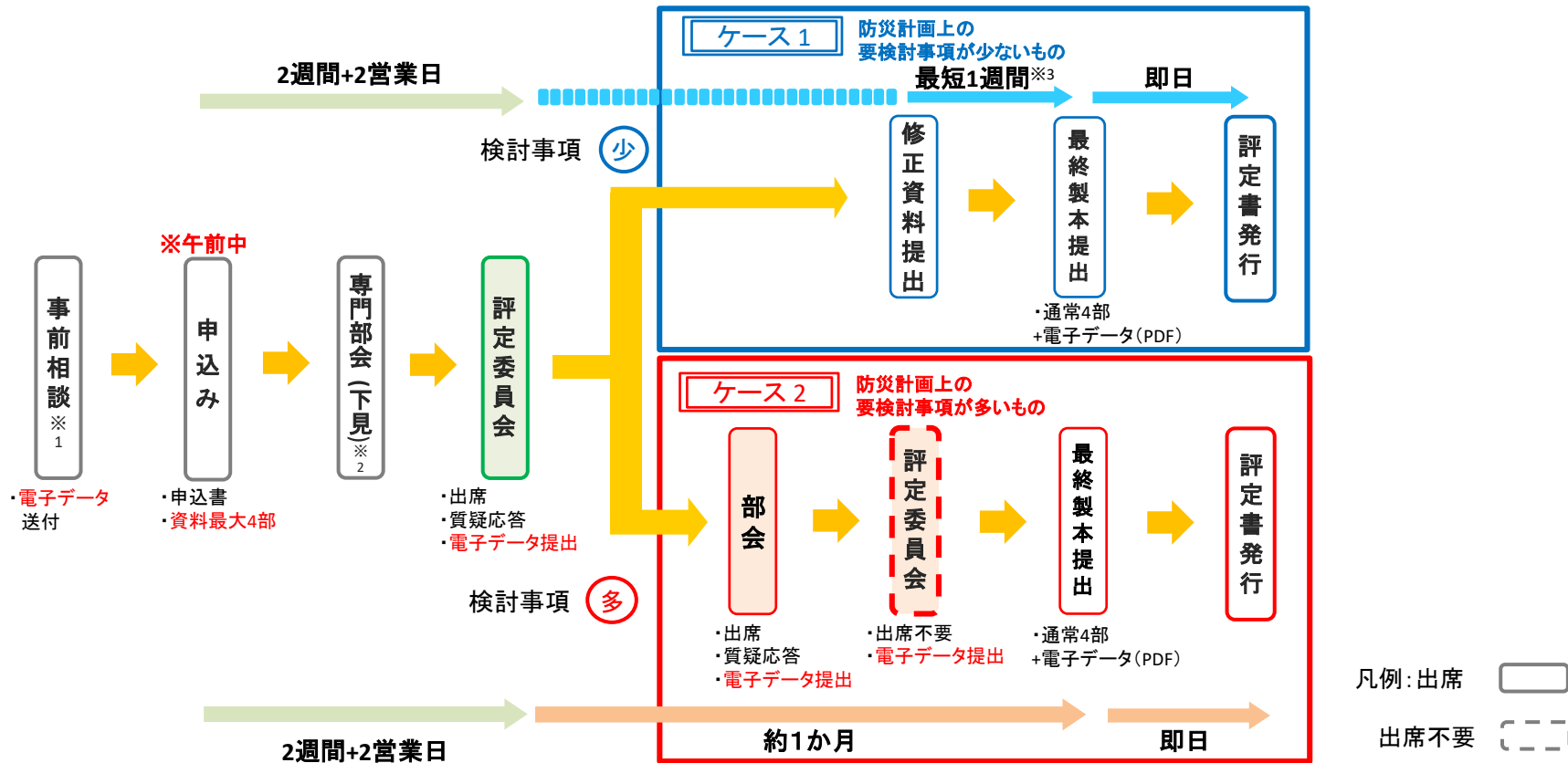


■防災計画評定のフロー(月下旬開催の委員会)

ケース1、ケース2のどちらになるかは、評定委員会での審議内容によって決まります。詳細は事務局までお問い合わせください。



※1: 特定行政庁や消防局に、事前協議用として防災計画書を提出された段階で、同じものを事務局にもご提出ください。
(ペーパーレス化の推進に伴い、**電子データ**でのご送付をお願いします。)

事務局で下見を行い、委員会をよく質疑される事項について打合せをさせていただきます。

※2: 評定委員による事前審査を専門部会と位置付けています。

※3: 修正資料をご提出いただいたからの最短の日数を示しています。(製本前バラチェック+製本作業の期間を想定)